号注 1　第1602.10号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉又は血から成る乳幼児用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉又はくず肉の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第16.02項の他のいかなる号にも優先する。 2　［略］ 備考 1　第1605.69号の細分において「うに」又は「くらげ」とは、それぞれ、この類の号注２の規定により第1605.62号に属するうに以外のもの又は第1605.63号に属するくらげ以外のものをいう。					号注 1　第1602.10号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉又は血から成る育児食用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉又はくず肉の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第16.02項の他のいかなる号にも優先する。 2　［同左］ 備考 1　第1605.59号又は第1605.69号の細分において「いか」、「うに」又は「くらげ」とは、それぞれ、号注２の規定により第1605.54号に属するいか以外のもの、第1605.62号に属するうに以外のもの又は第1605.63号に属するくらげ以外のものをいう。				
16.01 ｛ 16.03		［略］			16.01 ｛ 16.03		［同左］		
16.04		魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物			16.04		魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物		
		－魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）					－魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）		
1604.11 ｛ 1604.17		［略］			1604.11 ｛ 1604.17		［同左］		
1604.18	000	――ふかひれ		ＫＧ			［新規］		
1604.19		［略］			1604.19		［同左］		
1604.20 ｛ 1604.32		［略］			1604.20 ｛ 1604.32		［同左］		
16.05		甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）			16.05		甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）		
1605.10		－かに			1605.10		－かに		
	010	――気密容器入りのもの（くん製したものを除く。）		ＫＧ		010	――気密容器入りのもの		ＫＧ
		――その他のもの					――その他のもの		
	021	―――米を含むもの		ＫＧ		021	―――米を含むもの		ＫＧ
	029	―――その他のもの		ＫＧ		029	―――その他のもの		ＫＧ
		－シュリンプ及びプローン					－シュリンプ及びプローン		
1605.21		――気密容器入りでないもの			1605.21		――気密容器入りでないもの		
		―――くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの					―――単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの		
	011	――――単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し又は冷凍したもの		ＫＧ		011	――――単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し又は冷凍したもの		ＫＧ
	019	――――その他のもの		ＫＧ		019	――――その他のもの		ＫＧ
		―――その他のもの					―――その他のもの		
	021	――――米を含むもの		ＫＧ		021	――――米を含むもの		ＫＧ
	029	――――その他のもの		ＫＧ		029	――――その他のもの		ＫＧ
1605.29		――その他のもの			1605.29		――その他のもの		
	010	―――くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの		ＫＧ		010	―――単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの		ＫＧ